

北杜市立甲陵高等学校ソーシャルメディア運用ポリシー

令和元年10月1日

(目的)

第1条 このポリシーは、北杜市立高等学校（以下、「高校」という）の教職員、生徒、卒業生及び保護者（以下、「学校関係者」という）が「北杜市立甲陵高等学校公式ソーシャルメディア」を活用して、高校の情報（以下「情報」という）を発信することで、情報を共有し、コミュニケーションを促進することにより高校の理解を深めるため、または、探究学習における活用で、学習効果を促進するため、ソーシャルメディア（以下、「SNS」という）の運用に関する事項について定めることを目的とする。

(SNSの定義)

第2条 SNSとはフェイスブック等のインターネット上のサービスで、情報の発信あるいは相互に情報のやりとりを行うことができる情報伝達媒体をいう。

(基本原則)

第3条 SNSによる情報発信に係る基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 地方公務員法をはじめとする関係法令や職員の服務規程、北杜市情報セキュリティ基本方針等の情報の取り扱いに関する規定などを遵守する。
- (2) 自己又は他人のプライバシーに関する情報を意に反して公開してしまわないよう、SNSの設定を十分に確認すること。
- (3) 他者の基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等を侵害しないように十分に注意すること。
- (4) 取り扱う情報は信頼性を確保し、正確な情報発信をすること。
- (5) 誤解を与えない、簡潔な情報発信に努めること。
- (6) 一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解すること。
- (7) 自らが発信した情報により、他者を傷つけたり、誤解を生じさせることのないよう努めること。
- (8) 誹謗中傷、不当な批判、その他不快又は嫌悪の念を起こさせるような発信を受けた場合であっても、感情的に対応しないように心がけること。

(禁止事項)

第4条 SNSによる情報発信に係る禁止事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 誹謗中傷等の表現を含む情報を発信すること。
- (2) 人種、信条、性別又は社会的身分により、政治的、経済的又は社会的関係において差別し、又は差別を助長すること。

- (3) 学校関係者の個人的な状況や意見等の情報を発信すること。ただし、職務上必要な場合はこの限りではない。
- (4) 違法行為又は違法行為をおおる情報を発信すること。
- (5) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報を発信すること。
- (6) 高校、市、団体及び第三者の権利を侵害する情報を発信すること。
- (7) 高校、市及び団体のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信すること。
- (8) 信頼性が確保できない情報(単なる噂や噂を助長させる情報)を発信すること。
- (9) 要施策の意思形成過程の情報を発信すること。ただし、職務上必要な場合はこの限りではない。
- (10) 学校関係者の身分以外の者に情報発信させること。

(運用主体)

第5条 SNSの運用主体は北杜市教育委員会とし、サイトの運用責任者及び担当者については、次のとおりとする。

- (1) 運用責任者(以下「責任者」という。)は甲陵高等学校長とする。
- (2) 責任者は、サイトの管理及び記事掲載等の事務総轄を行うものとする。
- (3) 運用担当者(以下「担当者」という。)は責任者自身又は責任者が必要と認める学校関係者とし、責任者を補佐し、情報を発信するものとする。

(運用方法及び手順)

第6条 SNSの運用方法及び手順については、次のとおりとする。

- (1) 責任者はSNSのログイン及びパスワードの設定に当たって、推測されやすいものは避け、第三者(所属する部署又は団体で権限を持たない者を含む)に知られることのないように厳重に管理し、定期的に変更することとする。
- (2) SNSは情報を発信する機能のみを使用し、コメント及びメッセージへの返信や、他者が公開した情報を評価する機能は使用しない。ただし、SNS運用の目的に照らし、責任者が必要と認めるものは、この限りではない。
- (3) 悪意の第三者によるなりすまし行為を使い、事実と違う情報が流れることを防ぐために、高校の公式ホームページ(<http://www.yamanashi-kyo-ryo-h.ed.jp/>)内で運用主体としてページ名及びURLを明示する。
- (4) 担当者は、ソーシャルメディアに記事を掲載依頼する場合、様式第1号または第2号により、別紙に必要事項を記載し責任者に提出するものとする。
- (5) 前号により提出があった場合、責任者はデータに過不足がないか、ポリシーに違反する部分がないか等を確認した上で掲載を行うこと。

(掲載情報)

第7条 ソーシャルメディアに掲載する市の情報は次に掲げるものとする。

- (1) 責任者の掲載許可を受けた高校に関する情報
- (2) 責任者の掲載許可を受けた探究学習に必要な情報
- (3) 既に高校が発信している情報
- (4) その他責任者が必要と認めた情報

(トラブルへの対応)

第8条 トラブルへの対応については、次のとおりとする。

- (1) 掲載情報に誤りや誤解があった場合は、必要に応じて訂正や謝罪の書き込み等を行うなど、誠実かつ速やかな対応を行うこととする。
- (2) ポリシーに抵触するコメントを発見した場合は、投稿者に断り無く速やかに削除の措置を行うこととする。
- (3) 本アカウントのなりすましの事例を発見した場合は、速やかに相手先に削除依頼を行うとともに、高校公式ホームページ上で周知することとする。
- (4) トラブルが発生した際は、速やかに責任者及び甲陵中学校・高等学校事務長に届け出るものとする。